

## 第10回火山防災協議会等連絡会 議事録

日時	令和5年(2023年)8月2日(水) 14:30~16:10
場所	北海道庁地下1階危機管理センター ※関係(総合)振興局、市町村、防災機関、学識経験者とWEB会議を接続
議題	(1) 各火山防災協議会の取組状況 (2) 関係機関の取組状況 (3) 火山噴火総合防災訓練について (4) 活動火山対策特別措置法改正について (5) 質疑応答

### ○挨拶(北海道総務部危機対策局 吉川局長)

本日は大変お忙しい中、本連絡会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から本道の火山防災対策に多大なご尽力とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

この連絡会は、各協議会同士が取組や課題等を情報共有するとともに、連携を促進し、火山防災対策を一層推進していくことを目的として、平成27年から開催しているところであります。

道内では近年、大きな噴火の発生はございませんが、有珠山は前回の噴火からすでに23年が経過するなど、各火山とも、いつか来る次の噴火への備えを強化することが極めて重要であります。各協議会におかれましては、ここ2、3年は新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受けながらの活動となったと思いますが、各種計画の策定や訓練の実施など、火山防災対策の取組を進めていただいているものと認識しております。

本日はこうした各協議会における取組状況、課題や要望事項等について、情報共有を図り、今後、皆様の活動の参考としていただきたいと考えておりますほか、内閣府防災伊藤参事官補佐、富永主査にご参加いただき、本年6月に成立いたしました改正活動火山対策特別措置法の概要等についてご説明をいただきます。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

また、先日、活火山を有する23の都道県で構成いたします火山防災強化推進都道府県連盟の総会が開催されまして、道からは鈴木知事が出席し、法改正の趣旨を確認いたしましたほか、道の火山防災対策の取組みについて知事から紹介をしていただいたところでございます。

皆様には本連絡会をご活用いただきまして、改めて、火山防災に関する理解を深めていただけますと幸いです。

以上、簡単ではありますが、会議の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○議題(1) 各火山防災協議会の取組状況

「資料2-1」「資料2-2」に沿って①~⑨の順に各事務局から説明

#### ① アトサヌプリ火山防災協議会(地域創生部危機対策室 加藤主事)

- ② 雌阿寒岳火山防災協議会（地域創生部危機対策室 加藤主事）
- ③ 大雪山火山防災協議会（事務局：東川町）
- ④ 十勝岳火山防災協議会（地域創生部危機対策室 東村主査）
- ⑤ 樽前山火山防災協議会（地域創生部危機対策室 青木主査）
- ⑥ 倶多楽火山防災協議会（地域創生部危機対策室 青木主査）
- ⑦ 有珠山火山防災協議会（地域創生部危機対策室 青木主査）
- ⑧ 北海道駒ヶ岳火山防災協議会（事務局：森町）
- ⑨ 恵山火山防災協議会

#### <質疑>

##### （青山委員）

資料についての質問となります。アトサヌプリ火山防災協議会の資料別紙2-1その他2ですが、「積雪時における噴火による融雪氷被害規模を見積る必要」と記載がありますが、融雪氷被害とは具体的にどういった内容でしょうか。

##### （弟子屈町）

弟子屈町では冬季に雪が降り積もるため、雪と火山の流出物が混じった場合、これまでのハザードマップでは対応できないことが予期されておりまして、今後研究していきたいと思っていたところです。融雪氷被害については、具体的には融雪泥流のことです。

##### （北海道総務部危機対策局危機対策課 國田課長補佐）

アトサヌプリ火山防災協議会協議会へ質問ですが、取組説明の中で、硫黄山のゲストハウスの観光客避難・実動訓練と記載があるが、具体的にはどういった内容なのかご説明いただけますでしょうか。

##### （弟子屈町）

コロナ禍も収まってきており、インバウンドを含めた観光客が大勢いらっしゃっている。コロナ禍では、全く避難訓練の実施ができておりませんでしたので、復習も兼ねてゲストハウス近郊の観光客等をゲストハウスの中に地下室がございますので誘導し、噴火等が収まった状況を災害対策本部で勘案しながら自衛隊・警察と連携して、観光客等を安心安全確実に避難させる訓練を実施予定。

##### （北海道総務部危機対策局危機対策課 國田課長補佐）

観光客避難の関係で、倶多楽の方で手順書を作成中のことですが、どのようなメンバーで作成中なのでしょうか。

##### （胆振総合振興局・登別市）

火山防災会議協議会のメンバーでどのように観光客を避難させるか手順書の作成を検討しています。

**(北海道総務部危機対策局危機対策課 國田課長補佐)**

大雪山で現在、避難確保計画策定にかかり障害となっていることがあれば、振興局を通じてご相談いただければ、本庁含めてご支援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議題（２）関係機関の取組状況**

- ・ 発言機関なし

**○議題（３）火山噴火総合防災訓練について**

- ・ 令和４年度大雪山火山噴火総合防災訓練実施状況報告
- ・ 令和５年度雌阿寒岳火山噴火総合防災訓練について

**(北海道総務部危機対策局危機対策課 鈴木災害対策係長)**

「資料３」に沿って説明

**<補足・意見>**

**(東川町)**

今まで大規模な火山防災訓練を実施したことがなく、初めて住民を巻き込んだ訓練を実施したことで防災意識が高まったのか、各町内会の親組織である自治振興会から防災訓練の依頼を多数受けており、今後、毎年定期的に防災訓練を実施していきたいという意向多数受けているので、地域住民の防災訓練を行う予定です。

**<質疑>**

**(中川委員)**

昨年度の大雪山訓練の美瑛町からの指摘で、北海道と東川町で連携した指揮系系統の方が良いという意見があるが、具体的に訓練ではどのような指揮系統で行っていたのでしょうか。

**(北海道総務部危機対策局危機対策課 鈴木災害対策係長)**

指揮系統として、想定上は道の副知事がトップとして入り、各関係機関は横並びに道、振興局、東川町、美瑛町、上川町、地元の消防等関係機関で行っていました。意思決定を行う上で、どういった積み上げで上へ上げるのか等、意思統一、命令系統がうまく共有できていなかったところ

**(七飯町)**

状況付与の例の中で、降灰による交通障害対応とありますが、北海道駒ヶ岳も構成町が３町ある中、大雪山でも複数の自治体が入っており、道路（国道、道道、町道等）の降灰の対応、除灰の作業が主体となると思いますが、訓練で開発局や道建設管理部等との調整をどのように実施していたのか、また課題や上手くいったか等、ご教示いただけますでしょうか。

**（北海道総務部危機対策局危機対策課 鈴木災害対策係長）**

国道、道道、町道等、様々な箇所而降灰するという中で、どこの道を警戒するというところで、上川総合振興局建設管理部と北海道開発局の現地の方がいらっしゃったと思いますが、救助の実動の部隊と調整しながら、警戒活動を行っていく検討を実施していました。訓練の中では、時間の制約上結論に至らず、どこを規制する等の時間は取れなかったため、上手くいった等中々申し上げられないため、申し訳ありません。

**（七飯町）**

北海道駒ヶ岳の事業で、昨年桜島の訓練に参加させていただいたが、除灰の作業を非常にスムーズに行っていると現地の方々から聞いております。防災の職員については、実動については携わっていないため分からない点が多いと思いますので、開発局や道建設部等の皆様には、我々が企画する防災訓練の場面を利用して、市町の土木や建設という担当課と連携していただけると良いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議題（４）活動火山対策特別措置法改正について**

「資料４」に沿って進行

**・法改正に関する事前質問への回答**

「資料５」の質問内容に沿って進行

**（北海道総務部危機対策局危機対策課 鈴木災害対策係長）**

雌阿寒岳火山防災協議会より、11条や12条関係で整備を行う場合、国や道ではどのような支援があるのか。内閣府からの説明で13Pに情報通信技術の活用とありますが、現時点で道で何か体制的、技術的なオンラインによる登山届に、具体的に支援できますというものは現状ないがとところです。具体的なものを各協議会からいただいて、内閣府と相談させていただければと思います。

北海道駒ヶ岳協議会から、避難確保計画の作成が進まない原因の一つに避難先の確保が難しい事が考えられ、広域避難の可能性がある場合は、都道府県や国も避難先の確保について援助すべきと意見をいただきましたが、北海道も各火山防災会議協議会の構成員として入っておりますので、1つの市町村や振興局の枠を超えて、検討しなければならないことがありましたら、広域的な立場で一緒に考えていきたいと思っております。

**<質疑>**

**（七飯町）**

資料５の質問の中で避難促進施設について、入山届けの厳格化もありますが、管理別荘地が一番山頂に近いところは、火口から3km以内、2kmちょっとのところは別荘を持っている方がいる。入山届けを出す方よりも近い箇所に別荘として持っている方がいらっしゃるが、いつ別荘にいるかは把握できていない現状もあります。別荘を管理している会社に対して避難促進施設の指定をできないかと、現行の法律では対象になるのは難しいと思ひ、何とかしたいという想いで意見を出させていただいた。

**（北海道総務部危機対策局危機対策課 國田課長補佐）**

駒ヶ岳の麓にある管理別荘地についての話ですね。2つの自治体にまたがっている別荘地があ

り、季節によって多く住んでいる方がいるときといないときがあるというような場所です。

道内様々な火山がありますので、駒ヶ岳以外の山でも同様の問題があるかもしれないと思っておりますので、道としても立地として他の火山にもあるかどうか調べながら考えていきたいと思っております。

**(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付 伊藤参事官補佐)**

いただいたご意見について、避難促進施設に該当するかどうかは難しいと思います。避難促進施設はそこにいらっしゃる利用者の方に対して、避難、安全性を確保するものです。

他方、ご懸念としてあげていただいたそれよりも更に危ないところに一時的に滞在される方、住民以上に情報伝達や火山の危険性を周知啓発が難しい方々に対して会社なのか、そこにいらっしゃる方なのか、そういった方々に対して、周知啓発する必要性については承知しました。

こちら特有の問題でもないと思っておりますので、地元の方、地域の方も含めて北海道で心当たりがあれば教えていただきながら、こういった対策ができるか検討させていただきたいと思っております。

**○議題(5) 質疑応答**

**・火山防災対策に関する事前質問への回答**

「資料5」の質問内容に沿って進行

**(北海道総務部危機対策局危機対策課 鈴木災害対策係長)**

北海道駒ヶ岳火山防災協議会よりいただいた意見ですが、降灰時の徐灰作業について、大雪山の訓練の話や国の方で富士山の噴火や桜島の円滑な道路徐灰の話をお伺いしておりますので、道としても情報収集しながら、各協議会の課題の対応をしていきたいと考えております。

今回連絡会では活火山法の改正趣旨に主眼を置かせていただいたところですので、協議会のご意見等を事前に共有する機会を取ることができませんでしたので、こういった要望事項等を各協議会にフィードバックして新たな視点での気づきを得ていただき、こういった場で議論を交わせるような形で連絡会の進め方等を工夫して対応してまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

**○閉会(北海道総務部危機対策局危機対策課 國田課長補佐)**

本日の議題は以上でございます。

皆様お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

道といたしましては、今後も引き続き、当連絡会の運営をはじめ、関係機関の皆様と連携しながら火山防災計画の策定や訓練の支援など火山防災対策を一層推進して参りたいと考えております。

2000年の有珠山から23年が経ちまして、次の噴火までのカウントダウンが進んでいると感じております。一層の取組の必要性も感じているところでございますので、今後とも皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、「第10回火山防災協議会等連絡会」を終了いたします。

以上